

6月は環境月間です

● 問合先 環境課 (☎032144、032145)

毎年6月5日は、国連により『世界環境デー』と定められています。わが国でも、環境基本法によりこの日を『環境の日』と定めています。また、この日を中心とする6月の1か月間を『環境月間』として、各種催しなど普及啓発活動が全国的に実施されています。皆さんもこれを機会に、身のまわりの環境について、今一度考えてみましょう。



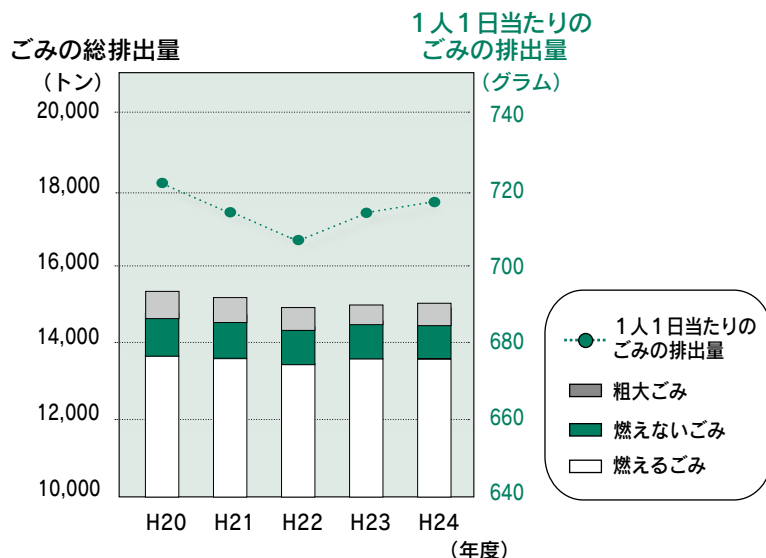
伊万里市のごみの量と今後の予測は？

平成24年度の1年間に、環境センターで処理したごみの量は1万5048トンド、市民1人当たりの排出量は1日718グラムです。5年前のごみの総排出量と比較すると、右下のグラフのように、やや減少しています。

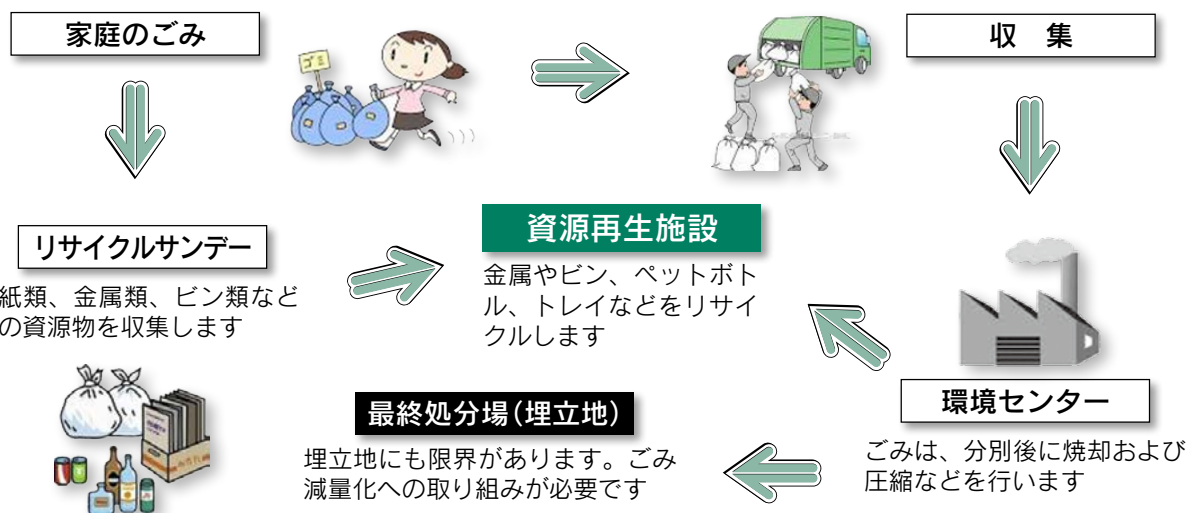
しかし、世界規模で見ると、世界の人口は2050年には93億人まで増加すると予想されており、人口増加や消費のトレンドが現在のまま持続した場合、2030年には人類の資源消費や環境負荷の規模は地球の自然再生能力の2倍になると予想されています。

将来を担う子どもたちに地球の恵みを引き継ぐために、安全安心で持続可能な社会を実現することが、現代世代の私たちに課せられた責務です。

したがって、今後も私たちは、できるだけごみの量を減らし、資源の有効利用を図る『資源循環型社会』の構築をめざしていく必要があります。



伊万里市におけるごみ処分の流れ





ぐみよい環境を保つためにマナーを守りましょう

市民の皆さんの環境保全への意識の高まりにより、ごみの減量化や資源化に向けた取り組みが広がっています。しかし、その一方で、ごみの不適切な処理やマナーを守らない行為も見受けられます。誰もが住んでよかったと思えるような環境をつくるためにも、次のことを守りましょう。

不法投棄は犯罪です



一部の心無い人たちによる不法投棄が後を絶ちません。市でも監視カメラの設置やパトロールなどを実施していますが、投棄現場を目撃した人は、日時や場所、車両の特徴などを控えて警察または市役所にご連絡ください。また、地権者の人は、不法投棄をされないように除草や車の進入防止など、土地の管理を行いましょう。自分の土地であっても、ごみの投棄は禁止されています。ごみは適正な処理を行い、美しい自然環境を守りましょう。

野外焼却は禁止されています



家庭から出たごみや会社から出たごみなど、ごみの種類にかかわらず、野外での焼却は禁止されています（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2）。

野外焼却は、ダイオキシン類などによる大気汚染の原因となるほか、煙や悪臭、飛灰など近隣の住民の生活に迷惑をかけます。ごみを処分する際には、一般家庭の場合は収集日にごみ集積場所へ出す、事業所の場合は業者へ委託するなどして、野外焼却は絶対にやめましょう。



できることから始めてみましょう

環境保全のために取り組もうと頑張りすぎても、最初はなかなか長続きしないものです。まずは簡単なことや自分にできることから始めてみましょう。

マイバッグ運動

買い物のとき、スーパーなどの小売店が渡すレジ袋を使用せずに、持参した買い物袋やバッグを使おうという運動です。一人ひとりが簡単に実行できる最も身近な運動として知られています。レジ袋を断ることは、ごみの減量や資源の節約、ひいては地球温暖化防止に役立つ取り組みの第一歩となります。

6月は、買い物袋持参運動の強調月間です。今日から気軽に始めてみませんか。



リサイクルサンデー

市では、家庭から排出される資源ごみをリサイクルサンデーにおいて分別回収しており、現在、各行政区や子ども会など177団体が取り組んでいます。リサイクルサンデーは、身近で簡単にできるリサイクルです。

《分別回収は7種類》

▷紙類（①新聞紙②段ボール③雑誌ほか）

▷缶類（④アルミ⑤スチール）▷瓶類（⑥一升瓶⑦ビール瓶）

《ごみとして捨てていませんか。次のような紙類も回収できます》

ポスター、カレンダー、包装紙、紙袋、お菓子の箱、蛍光灯の入っていた箱、紙製のファイル、ノート、ティッシュの箱、封筒、ハガキ、ラップ・トイレトペーパーの芯

※ 細かなものは紙袋に入れてこぼれないようにしましょう。

※ 紙類を縛るときは、できるだけ紙紐を使用してください。





伊万里市の環境状況は？

市は、市内の環境の状況を把握し、今後の施策につなげるために、大気質や水質について毎年調査をしています。平成24年度に行った測定結果は次のとおりです。

大気質



大気中の二酸化窒素の濃度を6地点で測定しています。二酸化窒素は、工場や車、家庭から排出されるもので、高濃度になると呼吸器を刺激し、気管支炎などを引き起こす、光化学オキシダントの原因物質の一つです。調査の結果、すべての地点で環境基準を達成していて良好な状態でした。

●二酸化窒素濃度

(単位：ppm)

測定地点	測定値	環境基準
中央交番（立花町）	0.005	0.06 以下
牧島公民館（木須町）	0.002	
国見台公園（二里町）	0.005	
二里公民館（二里町）	0.003	
川内野地区（東山代町）	0.001	
久原弁財天（山代町）	0.003	

光化学オキシダント (光化学スモッグ) に注意！

光化学オキシダントは、春から秋にかけての晴れた日に高濃度となる傾向があります。注意報発令時には、野外での激しい運動は自粛し、外出は控えましょう。また、目やのどに痛みが生じるなどの症状があらわれた場合には、洗顔や洗眼、うがいなどを行いましょう。詳しい情報は、佐賀県のホームページをご覧ください。

微小粒子状物質（PM 2.5）について

佐賀県では、PM 2.5の濃度が1日平均70マイクログラム/㎥（国の暫定指針値）を超えると予想される場合、午前7時30分をめぐり佐賀県全域に対して注意喚起が行われます。市でも、市のホームページやケーブルテレビ、各町公民館などを通じて注意喚起を行います。不要な外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らし、屋内でも換気や窓の開閉を必要最小限にするなどの対応をしてください。また、呼吸器系や循環器系に疾患のある人や、小児および高齢者は、個人差はありますが一般の人に比べて影響が出やすいと考えられますので、体調に応じて、より慎重に行動してください。

水 質

河川水

河川の水質を市内8地点で調査していますが、そのうち5地点で環境基準が設定されています。測定の結果、河川の汚濁の程度を示すBOD（生物化学的酸素要求量）については、すべての地点で環境基準を達成していて良好な状態でした。

●河川水BOD (75%値)

(単位：mg/ℓ)

河川名	測定地点	測定値	環境基準
有田川	大井手井堰（二里町）	0.8	2.0 以下
伊万里川	六仙寺橋（大坪町）	1.2	
松浦川	馬ノ頭堰（松浦町）	1.0	
	井手口川合流点（大川町）	1.1	
徳須恵川	高瀬橋（南波多町）	1.1	

※ BOD: 有機汚濁物質を微生物によって分解するときに必要な酸素量

※ 75%値とは、河川における有機物による水質汚濁の指標であるBOD、または海域における有機物による水質汚濁の指標であるCODの年間測定結果が、環境基準に適合しているかどうかを評価する際に用いられる年間統計値のことです。

今後も引き続き関係機関と協力して水質の監視を続けていきます。また、生活排水は河川や海を汚す原因の一つとなりますので、家庭で使用する油はきちんと処理し、洗剤などは適切な量を使用するようにしましょう。

海 水

伊万里湾の水質を4地点で調査しています。測定の結果、海水の汚濁を示すCOD（化学的酸素要求量）については、すべての地点で環境基準を達成していて良好な状態でした。

●海水COD (75%値)

(単位：mg/ℓ)

測定地点	測定値	環境基準
福田地先（黒川町）	1.2	2.0 以下
七ツ島工業団地北側（黒川町）	1.7	
七ツ島工業団地西側（黒川町）	1.4	3.0 以下
七ツ島工業団地南側（黒川町）	1.9	

※ COD: 有機汚濁物質を酸化剤で分解するとき消費される酸素量





小規模受水槽水道や飲用井戸などは適正に管理をしましょう

飲用井戸等衛生対策要領の改正に伴い、平成 25 年 4 月 1 日から小規模受水槽水道と飲用井戸などに関する相談窓口が、県（保健福祉事務所）から市（環境課）へ変わりました。



小規模受水槽水道 について

水道事業者からの水道や専用水道からの水のみを水源とする小規模受水槽水道（受水槽の有効容量が 10 m³以下）の設置者は、簡易専用水道に準じた施設管理をしてください。

■衛生管理

- ① 1 年以内ごとに 1 回、定期的に清掃を行いましょう。
- ② 施設の点検を行い、不備な点があれば速やかに改善しましょう。
- ③ 水の色、濁り、臭い、味などに注意し、異常があれば水質検査を行いましょう。
- ④ 供給している水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、関係者（利用者）に周知してください。



■水質検査

1 年以内ごとに 1 回、検査機関による施設点検、水質検査（色や臭い、味、濁度、残留塩素の有無など）を受けましょう。

■小規模受水槽水道からの給水について汚染がわかったとき

供給している水が利用する人の健康に害を及ぼす恐れがあることを知ったときは、直ちに使用をやめ、利用者に連絡するとともに、環境課にご相談ください。

飲用井戸など について

飲み水に利用されている井戸水や湧水、沢水などを安心して飲むためには、飲用井戸などの設置者が自らの責任で、井戸などの衛生管理を適切に行うことが必要です。井戸や湧水、沢水などの水質は、永久に変わらないものではなく、周囲の影響によって悪化する場合がありますので、定期的な点検を行ってください。

■飲用井戸の管理

- ① 井戸のふたに施錠したり、柵を設けたりして、井戸やその周辺に人や動物がみだりに入らないようにしましょう。
- ② 井戸やその周辺を定期的に点検し、清潔にしておきましょう。
- ③ 井戸を新たに設置する場合は、事前に水道法の水質基準に準じた水質検査を行い、安全を確認してから飲用しましょう。

■飲用井戸などの水質検査

- ① 毎日、色や濁り、臭い、味に異常がないか確認しましょう。
- ② 1 年に 1 回、定期的に検査機関による水質検査を行いましょう。
- ③ 日ごろから水の色や臭い、味などに気を付けて、異常があれば必要な水質検査を行いましょう。

※ 水質検査については、市では行っていません。水質検査機関を紹介しますので、直接依頼してください。



■飲用井戸などの汚染が分かったとき

井戸の近くで薬品の漏えいなど、飲用井戸などの水が利用する人の健康に害を及ぼす恐れがあることを知ったとき、または水質検査の結果、水道法の水質基準を超える汚染が判明したときは、直ちに使用をやめ、利用者に連絡するとともに、市環境課にご相談ください。